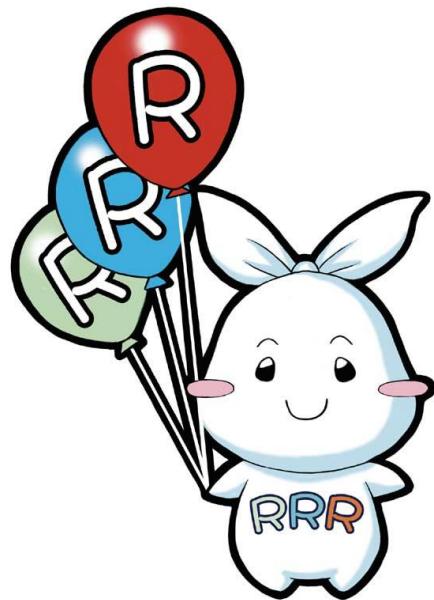


廃棄物管理責任者必携

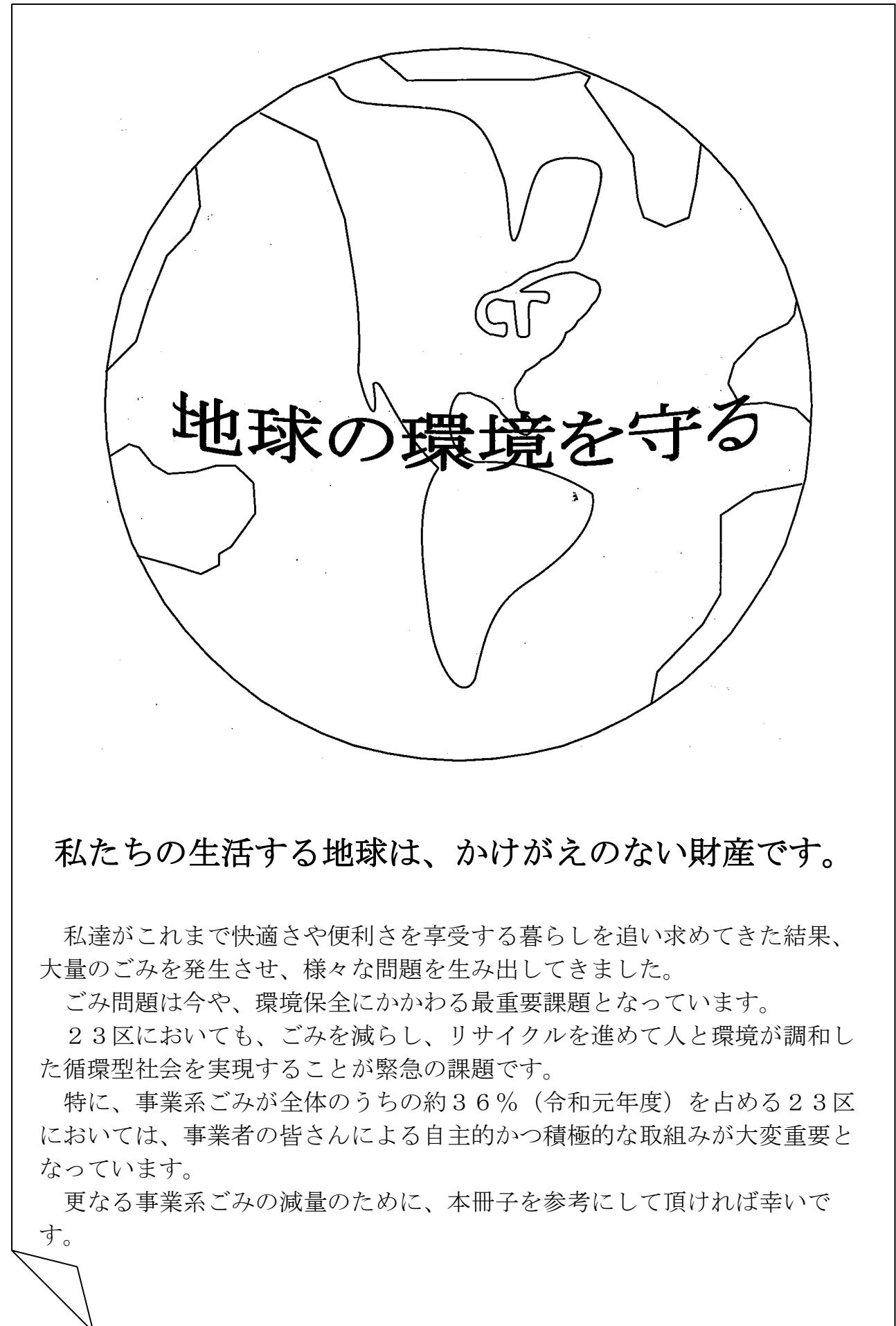
# 廃棄物管理責任者講習会

テキスト



葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター  
リー(Ree)ちゃん





私たちの生活する地球は、かけがえのない財産です。

私達がこれまで快適さや便利さを享受する暮らしを追い求めてきた結果、大量のごみを発生させ、様々な問題を生み出してきました。

ごみ問題は今や、環境保全にかかわる最重要課題となっています。

23区においても、ごみを減らし、リサイクルを進めて人と環境が調和した循環型社会を実現することが緊急の課題です。

特に、事業系ごみが全体のうちの約36%（令和元年度）を占める23区においては、事業者の皆さんによる自主的かつ積極的な取組みが大変重要となっています。

更なる事業系ごみの減量のために、本冊子を参考にして頂ければ幸いです。

# 目 次

## 1 23区のごみの現状

(1)23区のごみ量の推移 .....	1
(2)ごみの組成 .....	2
(3)23区の最終処分場 .....	2

## 2 廃棄物の種類

(1)廃棄物の分類 .....	3
(2)廃棄物の体系図 .....	3

## 3 事業者の責務 .....

5

## 4 事業所から出るごみの適正処理

(1)許可を持つ処理業者との委託契約 .....	7
(2)一般廃棄物処理委託の注意事項 .....	8
(3)産業廃棄物処理委託の注意事項 .....	8

## 5 廃棄物管理票(マニフェスト)

(1)一般廃棄物管理票(一廃マニフェスト) .....	9
(2)産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト) .....	10

## 6 事業用大規模建築物の所有者等の義務

(1)事業系廃棄物の減量 .....	11
(2)廃棄物管理責任者の選任・届出 .....	11
(3)再利用計画書の作成・提出 .....	13
(4)再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置 .....	13

## 7 廃棄物管理責任者の役割

(1)廃棄物管理責任者の役割 .....	17
(2)関係者との協力や連携 .....	18

## 8 ごみ減量とリサイクルの具体的な進め方

(1)ごみ量の把握 .....	21
(2)システムの構築 .....	22
(3)発生抑制とリサイクル .....	23
(4)ごみの分別 .....	26

問合せ先一覧 .....	27
--------------	----

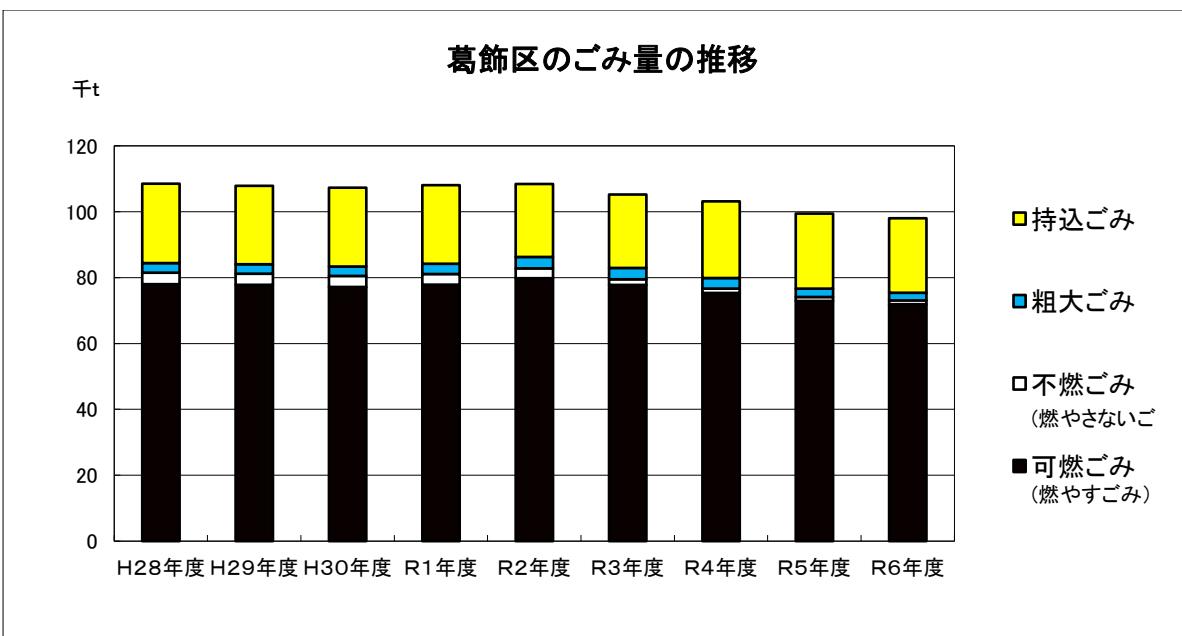
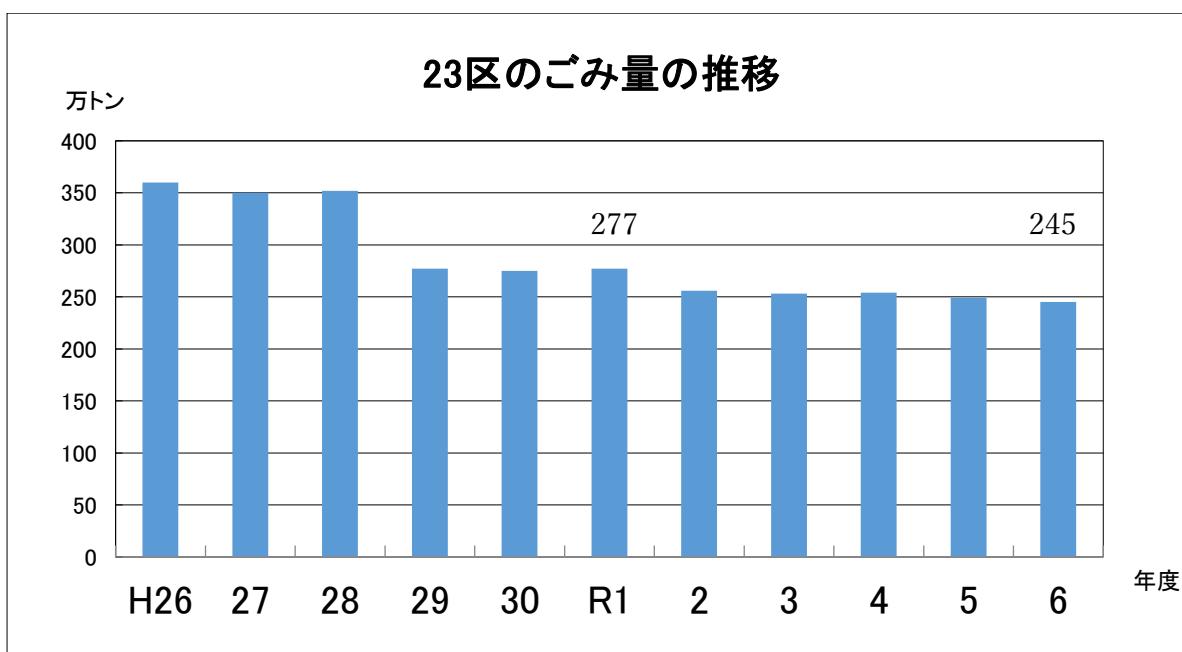


## 1 23区のごみの現状

23区のごみ量は、緩やかな減少傾向にあります。ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。しかし、依然として高い水準が続いていること、今後もごみの減量が大きな課題であることに変わりはありません。

### (1) 23区のごみ量の推移

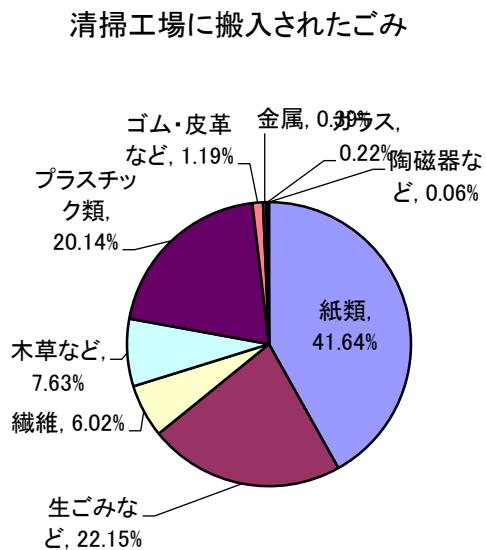
平成元年度に490万トンで過去最高となりましたが、令和6年度のごみ量は平成元年度のピーク時比50%減の245万トンに減少しています。



## (2) ごみの組成

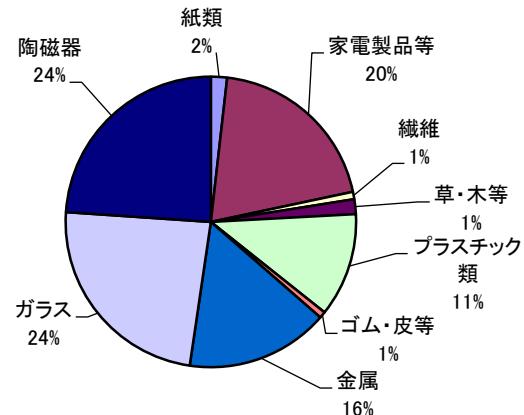
次のグラフは、東京二十三区清掃一部事務組合が、令和6年度に実施したサンプル調査による可燃ごみ及び不燃ごみとして排出されたごみの組成です。

可燃ごみの組成（令和6年度）  
(清掃工場に搬入されたごみ)



不燃ごみの組成（令和6年度）  
(不燃ごみ処理センターに搬入されたごみ)

不燃ごみ処理センターに搬入されたごみ



●紙類が全体の4割強を占めています。紙類はリサイクルが進んでいますが、より分別を徹底して、一層のリサイクルが求められます。

●生ごみ類は全体の約2割を占めていますが、紙類と比較するとリサイクル率がまだ低く、原因は費用がかかることが挙げられます。このため、生ごみそのものを減らすことも大事です。

●不燃ごみは、不燃ごみ処理センターで破碎・減容化するなどの中間処理を行い、できるだけ量を少なくした後、最終処分場に埋立処分しています。

●全体の約3割強を占めている金属と家電製品等については、破碎処理後、鉄やアルミニウムを選別し、売却しています。

## (3) 23区の最終処分場

23区から排出されたごみは、資源となるものを除き、燃やすごみや燃やさないごみなどを焼却・破碎などの中間処理をした後に、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で最終的に埋立処分（最終処分）しています。

現在、埋立処分している新海面処分場は、23区が使える最後の処分場です。貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみの減量にご協力をお願いします。



## 2 廃棄物の種類

廃棄物処理法では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」をいいます。

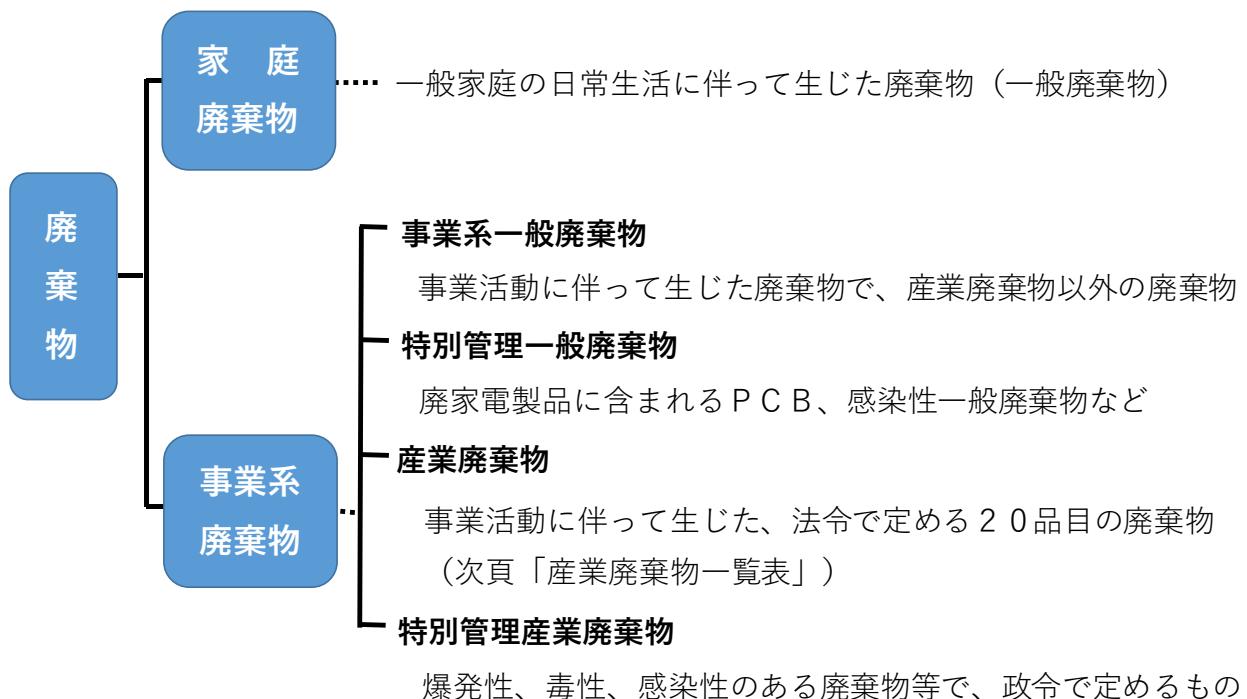
### （1）廃棄物の分類

廃棄物は、「家庭廃棄物」と「事業系廃棄物」に大きく分けられます。

家庭廃棄物は、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のことをいいます。

事業系廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをいいます。事業系廃棄物は、廃棄物の種類や排出者の業種によって、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。

### （2）廃棄物の体系図



## 産業廃棄物一覧表(廃棄物処理法 第2条第4項、同法施行令 第2条より)

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く)、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールビッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの(リース後の木製家具・器具類) ⑤貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)
	15 繊維くず (天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの(羊毛くず等の天然繊維くず) ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら等を含む。
	17 動物系固形不要物	と畜場でと殺又は解体した獸畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	20 汚泥のコンクリート固形物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	



### 3 事業者の責務

事業者の責務として、事業系ごみを自らの責任において適正に処理するとともに、リサイクルを促進するなどごみ減量に努めなければなりません。（廃棄物処理法第3条）

#### 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例に基づく諸規定

##### ★事業者の責務（第9条）

- ・廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により「廃棄物の減量」を図る。
- ・廃棄物は自らの責任において適正に処理する。
- ・物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難にならないようにする。
- ・廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力する。

##### ★事業者の減量義務（第15条）

- ・再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

##### ★事業系廃棄物の処理（第26条）

- ・その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

#### 【参考】

##### ★区の指導・助言（第4条、第73条）

- ・廃棄物の減量・適正処理を確保するための指導・助言
- ・廃棄物の減量・適正処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件の立入検査の実施

# ごみ減量・リサイクルの取組みによるメリット

事業所におけるごみの減量やリサイクルの取組みは、ごみ問題の解消だけではなく

事業者の皆さんに以下のようなメリットがあります。

## ① 企業イメージの向上につながります

地球環境問題に関心が高まっている中、事業所全体でごみ減量や3Rを推進することは企業のイメージアップにつながります。

## ② コストの削減と効率化が図れます

ごみ処理には費用がかかります。事務用品などの無駄を減らし、職場内での体系的な節約を行うことで、ごみ減量と経費の節約・効率化が図れます。

## ③ 従業員の意識啓発が行えます

ごみを出さない職場、環境にやさしい製品づくりを目指すことで、製品の減量化、作業工程の合理化・品質管理の向上などにつながります。企業としての新しいニーズに応じることで、従業員一人ひとりの意識啓発にもなります。

## ④ 地球環境の保全に寄与します

ごみ減量等の取組みを進めることにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次世代に良い環境を残すことができます。





## 4 事業所から出るごみの適正処理

事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。自ら清掃工場等の処理施設に持ち込むなどの自己処理が難しい場合は、許可を持つ処理業者に委託処理することにより適正に処理してください。

### (1) 許可を持つ処理業者との委託契約

- 一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分別して、一般廃棄物は一般廃棄物処理業許可業者へ、産業廃棄物は産業廃棄物処理業許可業者へ委託しましょう。
- 「収集運搬」と「処分」の許可を持つ処理業者に委託する場合には、収集運搬については「排出事業者と収集運搬業者」、処分については「排出事業者と処分業者」の2者間で直接契約しなければなりません。ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が、一般廃棄物を東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設（清掃工場・中央防波堤処理施設）へ持ち込む場合に限り、一般廃棄物の処分に関する契約は不要です。
- 契約の際は、廃棄物処理に関する排出事業者責任を負う立場の方が契約当事者となるようにしてください。
- 契約内容は、ごみの排出状況に応じて、定期的に見直してください。
- 廃棄物処理を委託する場合、以下のような委託基準が廃棄物処理法及び廃棄物処理法施行令で定められていますので、委託基準を遵守してください。
  - ・書面により委託契約を行わなければならないこと
  - ・委託契約書には許可証の写しを添付すること
  - ・委託しようとする廃棄物の処理が受託者の事業の範囲（取り扱うことのできる廃棄物の種類、許可条件等）に含まれていること

## (2) 一般廃棄物処理委託の注意事項

- 一般廃棄物の収集運搬業者は、「事業所が所在する葛飾区」と「搬入処理施設（23区内の清掃工場・中央防波堤処理施設を除く）が所在する区市町村」の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。また、23区内の清掃工場など区長の指定する処理施設以外に運搬する場合、搬入先となる中間処理施設は、「搬入処理施設が所在する区市町村」の一般廃棄物処分業の許可を受けている必要があります。
- 一般廃棄物の収集運搬業者または処分業者は、葛飾区が条例で定める処理料金相当額を超えて処理料金を受け取ることは廃棄物処理法に違反します。葛飾区を含む23区では、清掃工場などの区長が指定する処理施設に運搬する場合、処理料金の上限は令和5年度現在で1kgあたり46円です。この処理料金には、清掃工場などの中間処理施設で徴収される処分料金（1kgあたり17.5円）を含んでいます。  
\* 処理料金の上限は、数年ごとに見直されます。
- 許可を受けている一般廃棄物の収集運搬業者または処分業者は、再委託や名義貸しが禁止されています。

## (3) 産業廃棄物処理委託の注意事項

- 産業廃棄物の収集運搬業者は、葛飾区で廃棄物を収集する場合「東京都」と「搬入処理施設が所在する都道府県」の産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要です。また、搬入先となる産業廃棄物処分業者は、「搬入処理施設が所在する都道府県」の産業廃棄物処分業の許可を受けている必要があります。
- 産業廃棄物については、処理料金に関する制限はありません。





## 5 廃棄物管理票(マニフェスト)

廃棄物管理票（マニフェスト）は、事業者が排出する廃棄物の種類、量、場所などを記載した複写式の伝票であり、その作成・交付は、排出者の義務です。

廃棄物処理の各段階での作業終了時に返送される廃棄物管理票を受領・確認することにより、委託した収集運搬、中間処理、最終処分の完了を把握する制度であり、5年間保存が必要です。

### (1) 一般廃棄物管理票（一廃マニフェスト）

●事業系一般廃棄物を東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設（清掃工場、中央防波堤処理施設）へ搬入する場合、次の①または②に該当する事業者は、一般廃棄物管理票（一廃マニフェスト）の提出が義務付けられています。

- ① 一日平均100kg（月平均3t）以上のごみを排出する事業者
- ② 臨時にごみを排出する事業者



●新規で上記①に該当する事業者は、清掃事務所に届出のうえ排出場所コードの取得が必要です。

#### ★ 一般廃棄物管理票（一廃マニフェスト）の購入について

下記で購入できます。購入方法等は、直接お問い合わせください。

東京廃棄物事業協同組合	新宿区高田馬場1-28-10	☎ 03-3232-6249
(一財) 東京都弘済会 弘済会アシスト	中央区湊1-12-11	☎ 03-6826-1011

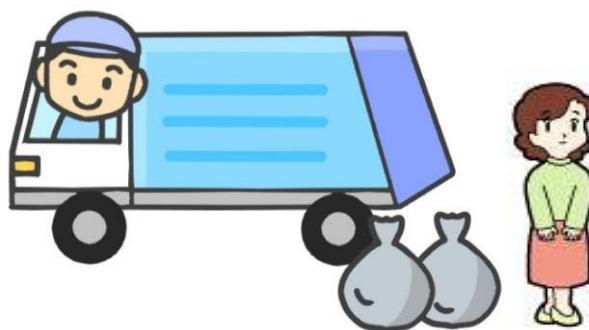
## (2) 産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）

- 委託した産業廃棄物処理業の許可業者に産業廃棄物を引き渡す際、排出量にかかわらず、産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）の交付が義務付けられています。
- 産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）の交付・保存が適正に行われなかった場合には、廃棄物処理法違反で処罰されることがあります。

### ★ 産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）の購入について

下記で購入できます。購入方法等は、直接お問い合わせください。

(一社) 東京都産業資源循環協会	千代田区内神田 1-9-13	☎ 03-5283-5455
東京廃棄物事業協同組合	新宿区高田馬場 1-28-10	☎ 03-3232-6249





## 6 事業用大規模建築物の所有者等の義務

事業用大規模建築物とは、事業用途に供する部分の床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物をいいます。また、その所有者等には、廃棄物の減量などが義務付けられています。

### 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例に基づく諸規定

#### ★事業用大規模建築物の所有者等の義務（第19条）

- ・再利用の促進等により廃棄物の減量をする。
- ・廃棄物の減量及び適正処理の担当者として廃棄物管理責任者を選任する。
- ・再利用に関する計画を作成し、再利用計画書を提出する。
- ・当該建築物または敷地内に、再利用対象物の保管場所を設置する。

#### （1）事業系廃棄物の減量

- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければなりません。
- 事業用大規模建築物内のテナント等の占有者は、当該建築物から生じる事業系廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければなりません。

#### （2）廃棄物管理責任者の選任・届出

- 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任し、葛飾区長あてに届出が必要となります。
- 選任（変更含む）した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任届」を提出ください。
- 廃棄物管理責任者選任届の様式・記入例は次ページを参照してください。

# 廃棄物管理責任者選任届（記入例）

第1号様式（第7条関係）

## 廃棄物管理責任者選任届

葛飾区長 あて

令和〇〇年〇〇月〇〇日

建築物名称 〇〇ビル

建築物所在地 葛飾区立石〇〇-〇〇-〇〇

所有者住所 葛飾区立石〇〇-〇〇-〇〇

株式会社〇〇  
所有者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例第19条第2項の規定により、事  
模建築物における廃棄物管理責任者を次のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
新 任 者	会社名 株式会社〇〇
	所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 葛飾区立石〇〇-〇〇-〇〇
	所属名・職名 総務部 〇〇担当
	ふりがな かつしかたろう
	氏名 葛 飾 太 郎
	電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇〇
E-mail	〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇
前任者	氏名 立 石 花 代
事由	人事異動のため その他 ( )

「廃棄物管理責任者選任届」の様式は、次の葛飾区公式ホームページからダウンロードで  
きます。

トップページ > くらしのガイド > ごみ・リサイクル > 事業系ごみ > 事業用大規模建築物の  
所有者の義務・役割

<http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000048/1001537/1001688.html>

### (3) 再利用計画書の作成・提出

- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を葛飾区長あてに提出しなければなりません。
- 再利用計画書の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに行います。
- 再利用計画書の提出は、毎年5月31日までに行わなければなりません。
- 再利用計画書には、建築物全体の発生量や再利用率を記載するため、当該建築物に入っているテナントからの発生量等も合算してください。
- 再利用計画書の様式・記入例は、P14～16を参照ください。

- 「再利用計画書」の様式は、次の葛飾区公式ホームページからダウンロードできます。  
トップページ > くらしのガイド > ごみ・リサイクル > 事業系ごみ > 事業用大規模建築物の所有者の義務・役割

<http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000048/1001537/1001688.html>

### (4) 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置

- 事業用大規模建築物の建設者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければなりません。また、当該保管場所について、あらかじめ葛飾区長あてに届出しなければなりません。

#### 【参考】

葛飾区では廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、指導・助言及び立入検査を行っています。（P5参照）

事業用大規模建築物の所有者等が条例に違反していると認められるときは、以下の措置をとることがあります。

#### ★事業用大規模建築物の所有者等への改善勧告など（条例第20～22条）

- ・廃棄物の減量・適正処理に関する改善勧告
- ・改善勧告に従わない所有者等の公表
- ・区長が指定する処理施設への搬入禁止

# 事業用大規模建築物における再利用計画書（記入例）

第2号様式(第8条関係)

計画書の作成年月日を記入してください。

葛飾区長 あて

事業用大規模建築物における再利用計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

建築物名称 ○〇ビル

建築物所在地 葛飾区立石5-13-1

所有者住所 葛飾区立石5-13-1

所有者氏名 葛飾 太郎

(法人のあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

1日の平均人数を記入してください。

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例第19条第3項により、事業用大規模建築物における令和〇〇年度の再利用計画書を次のとおり提出します。

建築物の属性		
地上 10階	地下 2階	事業用延べ床面積 6000 m <sup>2</sup>
複数の建築物を一括して提出する場合の建築物名称等(下4行に記入)		
複数の建築物の名称	葛飾〇〇産業別館	
建築物の所在地	葛飾区立石5-13-2	
階数(地上・地下)	地上 5階	地下 1階
事業用延べ面積	3000 m <sup>2</sup>	
当該建築物を使用している事業者の名称(別紙添付可)		
葛飾〇〇産業㈱ □□㈱ △△屋		
在館人員 従業員(テナント従業員を含む)	250人	計
外来者(通学者を含む)	400人	650人
建築物の用途	事務所 2社	5000 m <sup>2</sup>
店舗(飲食店を含む。)	1店	500 m <sup>2</sup>
飲食店・ホテル・式場	店	m <sup>2</sup>
工場・研究施設	所	m <sup>2</sup>
倉庫・流通センター	所	m <sup>2</sup>
医療機関	所	m <sup>2</sup>
その他( )		m <sup>2</sup>
住宅	世帯	m <sup>2</sup>
共用部分	500 m <sup>2</sup>	計 6000 m <sup>2</sup>
ごみ減量及び再利用の現況		
廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者	許可番号
一般廃棄物	〇〇運輸㈱	1234
産業廃棄物	〇〇興業㈱	1300000123
持込先		
紙類(OA紙・雑誌等)	□□紙業	□□製紙㈱
ダンボール	△△紙業	△△製紙㈱
ビン	〇〇商店	〇〇ガラス㈱
缶	□□商店	㈱□□鉄鋼
食用油	△△油脂㈱	△△油脂㈱
ペットボトル	〇〇商会	〇〇リサイクルセンター
持込先		
分別回収ごみ容器及びリサイクルボックスの設置により、再生可能な紙類等がリサイクルされるようになったが、一部徹底されていないため、再度周知徹底する。		
今年度の目標		
1 今年度計画と前年度実績を比較して増減した理由 ・ごみの発生量削減をテナントと一緒に取り組んだ。 ・ペーパーレス化の推進により使用量が減少した。		
2 ごみ減量及び再利用についての今年度の目標 ・再利用率を前年度に比べ5%アップさせる。		
3 今後の具体的な取組について ・再生資源となるメモ用紙等の手元分別を徹底する。		
廃棄物管理責任者の変更があった場合は、「廃棄物管理責任者選任届」を提出してください。		
選任年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 廃棄物管理責任者講習会受講の有無(有・無) 受講年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 会社名 葛飾〇〇産業株式会社 所在地 〒124-0012 葛飾区立石5-13-1 所属名 総務部 役職名 総務部長 ふりがな かつしか じろう 氏名 葛飾 次郎 電話番号 03(1234)5678		
共用部分とは、廊下、階段、エレベーターホール、機械室など、どの用途にも属さない部分がある場合に記入してください。(共用部分も事業用床面積に含まれます。)		

## 【チェックポイント】

- ★ 建物にテナントが入っている場合は、「当該建築物を使用している事業者の名称」の欄に各テナント名を記入してください。
- ★ 「在館人員 従業員」の人数は、アルバイト等全ての従業員を含めてください。
- ★ 「廃棄物収集運搬業者」は、処理委託契約を交わしている業者を記入してください。

# 前年度実績及び当年度再利用計画量（記入例）

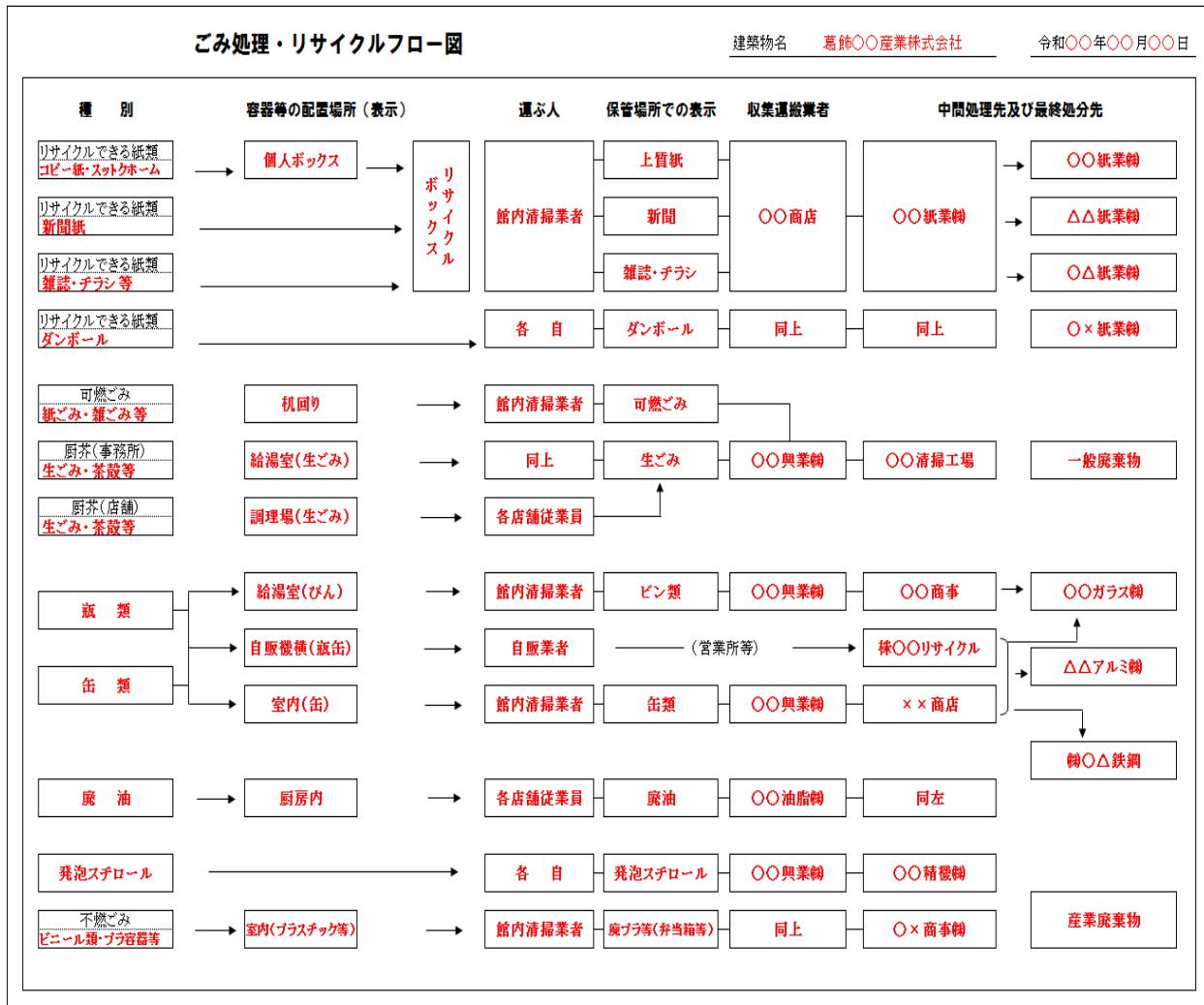
前年度実績及び当年度再利用計画量				建築物名称		葛飾〇〇産業株式会社						
種類	年度区分	前年度実績(〇〇年 4月～〇〇年 3月)		当年度計画(〇〇年 4月～〇〇年 3月)		対前年度(当年度計画-前年度実績)						
		発生量	処理区分	再利用率	発生量	処理区分	再利用率	発生量の増減	再利用の増減	廃棄量の増減		
事業系廃棄物	① コピー用紙・OA用紙等	(A)	再利用量(B)	廃棄量(C)	$B \div A \times 100$	1.0 t	1.0 t	0.0 %	-0.1 t	0.0 t	-0.1 t	
	② 機密文書					0.1 t	0.1 t			0.1 t	-0.1 t	
	③ 雑誌・パンフレット					0.1 t	0.1 t			0.0 t	-0.1 t	
	④ 新聞紙・折込広告等(チラシ)					1.5 t	1.5 t			0.5 t	0.0 t	
	⑤ 段ボール	1.0 t	1.0 t	0.0 t	100.0 %	0.8 t	0.8 t	0.0 t	100.0 %	-0.2 t	-0.2 t	
	⑥ その他の紙類	0.6 t	0.6 t	0.0 t	50.0 %	0.1 t	0.1 t	0.0 t	100.0 %	-0.1 t	0.0 t	
	⑦ 紙類計(①～⑥の計)	4.6 t	4.2 t	0.4 t	91.3 %	3.6 t	3.6 t	0.0 t	100.0 %	-1.0 t	-0.7 t	-0.3 t
	⑧ 脚芥	0.1 t	0.1 t	0.0 t		7.0 t	1.0 t	6.0 t	14.3 %	-3.0 t	1.0 t	-4.0 t
	⑨ 木・草・繊維等(①～⑧以外のもの)					0.2 t	0.1 t	0.1 t	50.0 %	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	⑩ 小計(⑦+⑧+⑨の計)	14.8 t	4.3 t	10.5 t	29.1 %	10.8 t	4.7 t	6.1 t	43.5 %	-4.0 t	0.3 t	-4.3 t
再生利用物	⑪ 飲食用びん類	0.5 t	0.5 t	0.0 t	100.0 %	0.4 t	0.4 t	0.0 t	100.0 %	-0.1 t	-0.1 t	0.0 t
	⑫ 飲食用缶類	0.1 t	0.1 t	0.0 t		0.3 t	0.3 t	0.0 t	100.0 %	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	⑬ ペットボトル	0.3 t	0.3 t	0.0 t	100.0 %	0.3 t	0.3 t	0.0 t	100.0 %	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	⑭ 食用油	0.1 t	0.1 t	0.0 t						0.0 t	-0.1 t	0.0 t
	⑮ その他	0.5 t	0.0 t	0.5 t	0.0 %	0.5 t	0.0 t	0.0 t	0.0 %	-0.2 t	0.0 t	-0.5 t
	⑯ 小計(⑪～⑯の計)	1.7 t	1.7 t	0.0 t	70.0 %	1.4 t	1.0 t	0.0 t	71.4 %	-0.3 t	-0.2 t	-0.5 t
	⑰ 特定の事業活動に伴う可燃物	0.1 t	0.1 t	0.0 t	0.0 %	0.1 t	0.0 t	0.0 t	0.0 %	0.0 t	0.0 t	0.0 t
総合計(⑩+⑯+⑰)	16.6 t	5.5 t	11.0 t	33.1 %	12.3 t	5.7 t	6.1 t	46.3 %	-4.3 t	0.1 t	-4.8 t	

※ 臨時に排出する什器類については記載しないこと。

## 【チェックポイント】

- ★ 建物にテナントが入っている場合は、テナントの発生量等も合算してください。
- ★ 発生量、再利用量、廃棄量の単位は、t（トン）にして記入してください。
- ★ 飲料、食料用びん類、缶類、ペットボトルは、自動販売機の分も含んでください。
- ★ 食用油の発生量等は、業者委託している食堂から発生している量も含んでください。

## ごみ処理・リサイクルフロー図（記入例）



### 【チェックポイント】

- ★ 処理フローは、契約書や廃棄物管理票（マニフェスト）などに書かれているルートにしてください。
- ★ 建物内で排出している品目に記入漏れがないか確認してください。
- ★ 処理フローがテナントごとに異なる場合は、テナントごとにフロー図を作成してください。



## 7 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、日常的に発生する事業系ごみの処理を管理、把握する実務責任者です。

事業系ごみの減量への取組みに際しては、建物全体での統一的なルールづくりが重要となります。

### (1) 廃棄物管理責任者の役割

事業系ごみの減量及び適正処理について、廃棄物管理責任者が行う主な役割は以下のとおりです。

#### ① 事業系ごみの発生量、廃棄量、再利用量の日常的な把握

事業系ごみの量を自ら計量するなど把握しましょう。

#### ② 事業系ごみの適正処理の日常的な確認

事業系ごみが適切に分別され、処理されているか、ごみ保管場所や廃棄物管理票（マニフェスト）等を日常的に確認しましょう。

#### ③ 事業系ごみの発生・排出抑制、再利用、資源化の推進

建物全体での3Rの取り組み状況を確認しましょう。

#### ④ 建物使用者と利用者に対するごみの発生・排出抑制、再利用、資源化の指導

建物内の従業員や利用者に、ごみの減量の取り組みを実践・協力してもらいましょう。

#### ⑤ 葛飾区と所有者との連絡調整

再利用計画書の作成と葛飾区からの連絡を所有者と調整してください。

### 廃棄物管理責任者講習会

新任の廃棄物管理責任者は選任日から6ヶ月以内に、その他の廃棄物管理責任者は3年ごとに、葛飾区が実施する廃棄物管理責任者講習を受講する必要があります。葛飾区から、受講対象となる廃棄物管理責任者へは事前に通知しますので、講習会を受講するようお願いします。

事業系ごみの減量やリサイクルは、所有者や廃棄物管理責任者だけの力では実現しません。テナント従業員、社員、清掃員、収集運搬業者など皆さんで相談していきましょう。

効果を高めていくには、事業活動に携わる皆さんがそれぞれの立場で関わっていくことが大切です。皆さんに連携し、事業系ごみの減量とリサイクルに取り組むことでより効果が高まります。

## 建物全体の統一的なルールづくり

- テナントビルは、ビルの形態も違い、入居している各テナントの業態も異なるため、ごみの分別が各テナント任せになり、統一的なルールのないビルも見受けられます。
- 建物ごとに事情が違い、統一的な分別を行うことは難しいことだと思いますが、各テナントともよく相談し、**建物全体の統一的な分別ルール**をつくりましょう。
- 例えば、テナントごとに「リサイクル担当者」を選任して、リサイクル担当者会議を定期的に開催し、分別がきちんと行われているかを話し合うほか、ごみ減量や適正処理に関する意見交換を実施することも効果的です。

### ■テナント従業員・社員の役割

- ・「ごみの排出者」として館内ルールを導入する。
- ・ごみ、資源物の分別を実践する。
- ・ごみの発生を抑制するような生活習慣を身につける。

### ■清掃員の役割

- ・分別方法に問題がある場合は、廃棄物管理責任者等に報告し、対応を促す。
- ・場合によっては、分別をフォローする。

### ■廃棄物処理業者等の役割

- ・廃棄物処理契約等に従い、適正なルートで処理する。



### ～全テナントが廃棄物管理責任者に協力してリサイクルを推進～

Bビルは32社の企業が使用するテナントビルです。テナントごとにリサイクル担当責任者を選任し、ごみ減量とリサイクルを推進しています。廃棄物管理責任者は定期的にテナントを巡回指導する等、リサイクル担当責任者を通じ意識啓発をしています。リサイクル担当責任者は廃棄物管理責任者の指示を社員に伝え、レベルアップを図っています。この結果、紙類のリサイクル率が85%を超えるようになりました。現在は生ごみの減量とリサイクルについて、飲食店のリサイクル担当責任者と「生ごみ検討会」を設置し、方策を立てています。

### ～全社員がごみに関わり意識啓発～

Cビルは社員300名の自社ビルです。会社全体の環境方針を定め、ごみ発生量を前年度比で-10%にするという目標を立てて取組んでいます。「廃棄物は排出した人、部署が責任を持つ」を基本原則に、個人のごみ容器を廃止し部署ごとに分別容器を設置しました。ごみは社員が当番制で保管場所まで運び、社員自らが計量しています。また、事業所長と廃棄物管理責任者は社内を巡回し、ごみの分別状況をパトロールしています。このように、全社員がごみに関わる全員参加型の分別システムを開発し、成果を全社員に公表しています。

### ～マニュアルを作成してごみ処理方法を統一～

Dホテルには150社のテナントが入居しています。統一的なごみ処理方法を定めた「リサイクルマニュアル」を作成し、全社員、全テナントを対象に説明会を開催して、分別やリサイクルシステムについての周知徹底をしました。その他、館内放送での呼びかけや、年に2回「廃棄物講習会」を開催し、意識の啓発をしています。また、容器には大きく明確な表示をして分別しやすい環境づくりをしています。

### ～テナント会議でごみ問題を考える～

Eビルは9棟の倉庫で構成されており、これを管理する20社のテナントが使用しています。廃棄物管理責任者の下、各棟ごとに委員を選出し、毎月開催しているテナント会議でごみ問題を取り上げています。この会議では、ごみの出し方、分別容器の配置、分別表示、収集日、再利用物の分類等を定めることはもとより、適宜見直しもしています。

メモ



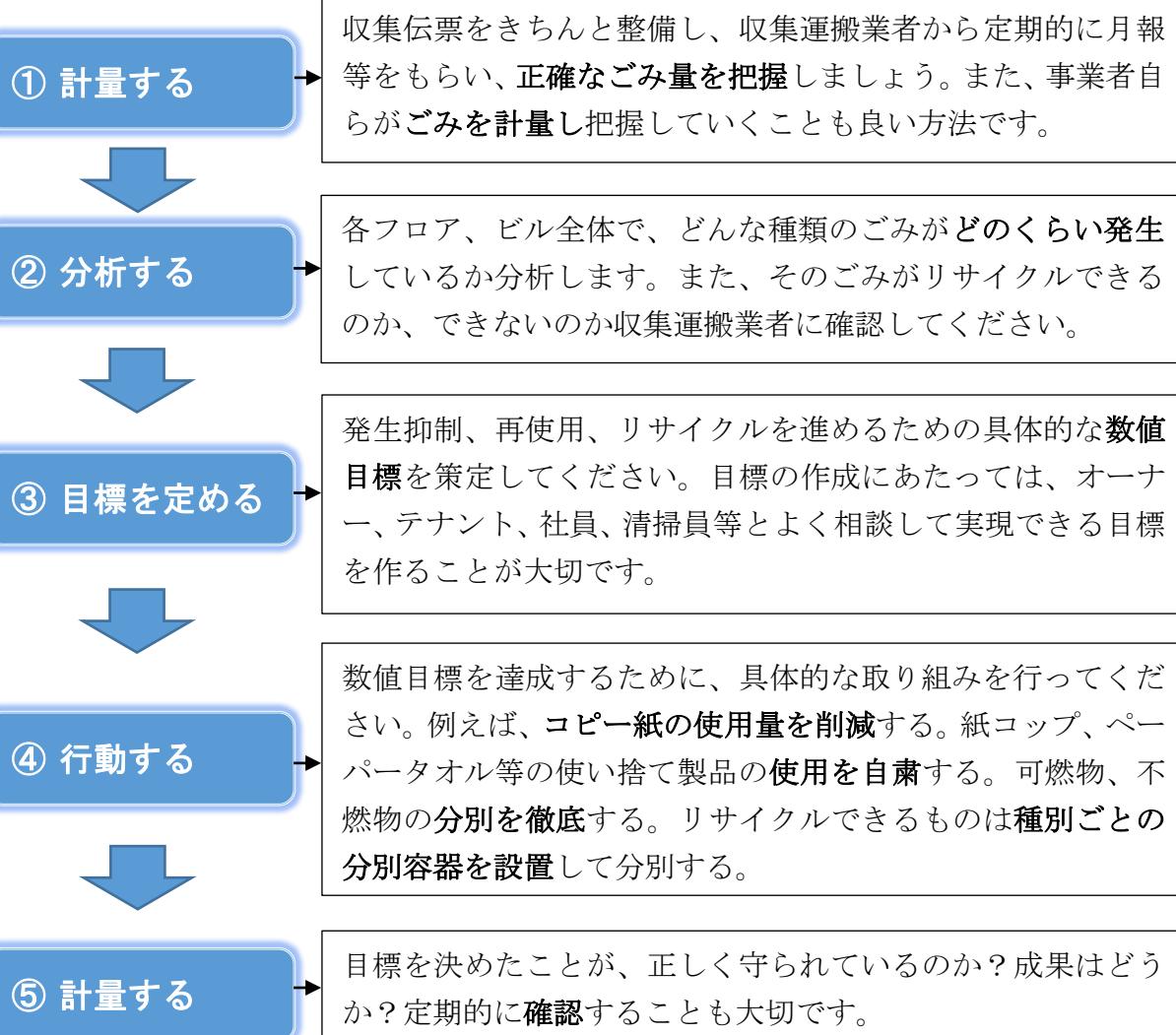
## 8 ごみ減量とリサイクルの具体的な進め方

ごみの減量を進める第一歩は、正確なごみ量を把握することです。

建物内のごみの実態把握を行ったうえで、それぞれの事業所に合った効果的・効率的なシステムを作る必要があります。

### (1) ごみ量の把握

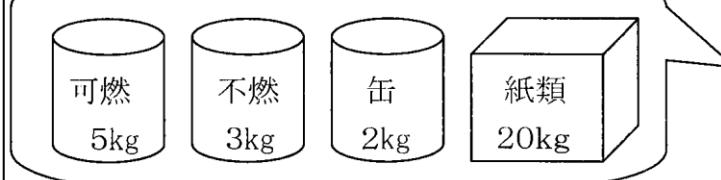
ごみ量を把握することは、減量効果の確認や減量計画策定のためには不可欠です。次の取り組みをご参考ください。



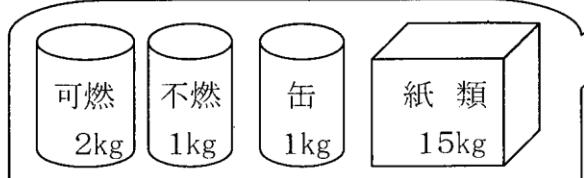
## 《ある建築物の取り組み事例2》

Aビルは、業種の異なる数社の企業が使用しているテナントビルです。業種や社員数が異なるため、ごみ量も異なります。このため一定期間、**テナントごとに容器1個あたりのごみ量を計量し換算基準を定め**、その個数によりごみ量を把握しています。

テナントX社の換算基準(容器1個あたりの量)



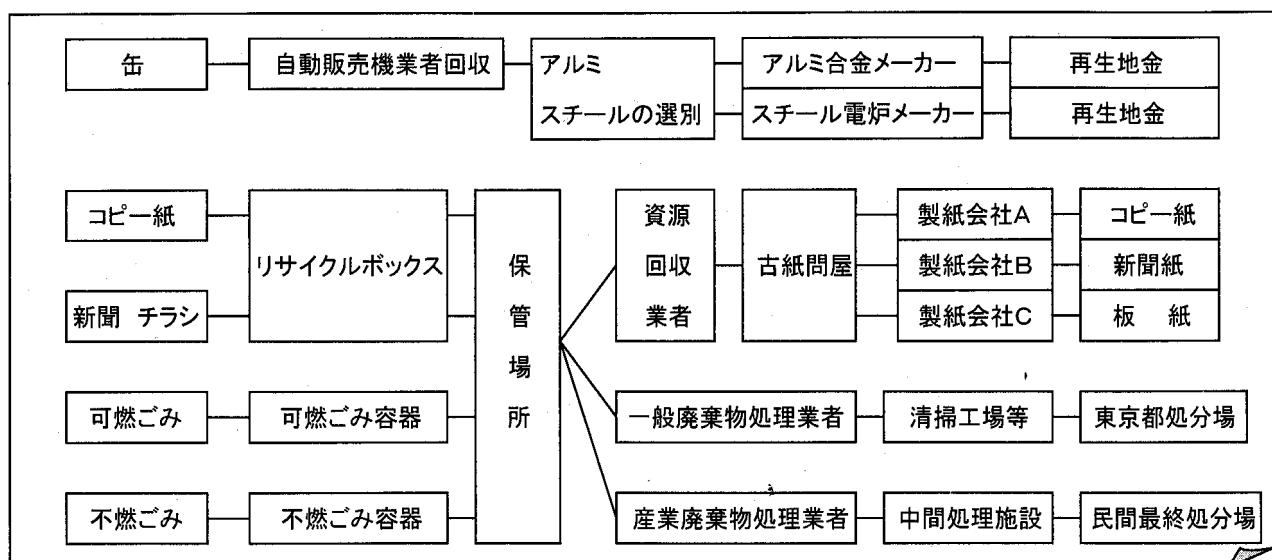
テナントY社の換算基準(容器1個あたりの量)



○月○日		可燃	不燃	缶
X社	容器数	3	2	2
	ごみ量			
	kg	15	6	4
Y社	容器数	1	1	1
	ごみ量			
	kg	2	1	1
⋮				
ごみ量合計				

## (2) システムの構築

建築物の規模・属性やごみの排出実態を考慮し、効果的で効率的なシステムをつくることが基本です。リサイクル品目の設定や分別方法などは回収業者と相談すると良いでしょう。また、搬入先と処理内容は事業者処理責任として必ず把握し、分別方法は社員やテナントの皆さんに分かりやすく周知しましょう。



### (3) 発生抑制とリサイクル

#### ■ ごみ減量のヒント

リサイクルは、ごみの排出抑制に関して有効なものの、限界があります。

毎日の事業活動の中で、ごみにしないよう心掛けていくことこそが、なによりも大切です。

3つのRを実践しましょう



3 Rは、資源循環型社会を築いていく上で大切なキーワードです。具体的には、生産・消費という私たちの社会経済活動中で、ごみの発生抑制、不用品の再使用、資源として再利用したりすることをいいます。

ごみを減らすには、この3 Rの実践が重要となります。

第1のR

**Reduce**

リデュース(発生抑制)

まずは、最初からごみを出さないようにしましょう

第2のR

**Reuse**

リユース(再使用)

使い終わったものを捨てないで、繰り返し使いましょう

第3のR

**Recycle**

リサイクル(再生利用)

もう一度資源として生かして使いましょう

※ 資源有効利用促進法に基づく指定製品には、分別回収しやすいように識別マークの表示が義務づけられています。

-表示の例-



飲料・酒類・しょうゆ用  
の PET ボトル



プラスチック製  
容器包装



紙製  
容器包装



飲用・酒類用  
スチール缶



飲用・酒類用  
アルミ缶

## ■ 紙類

### 「紙の使用量を減らしましょう」

- ・ 両面印刷の推進やミスコピー紙の裏面をメモ用紙やファックス受信用紙などに活用する。
- ・ 文書の回覧化、ファイリングシステム等により書類の共有化、一元化を進める。
- ・ 連絡手段をFAXから電子メールに変更する等、ペーパーレス化を推進する。

### 「仕事上で使用した紙をごみにしない」

- ・ 紙類はごみ容器へは入れず、リサイクルボックスへ入れる。
- ・ シュレッダー屑のリサイクルを実施する。
- ・ 保存年限が切れた書類は計画的にリサイクルする。
- ・ 機密保持とリサイクルを両立させる。



### 《ある建築物の取り組み事例3》

#### ～ 部署ごとに紙の使用枚数の上限を定める～

Fビルは社員約500名の本社ビルです。紙ごみの減量を目標に掲げ、部署ごとに1ヶ月間のコピーの使用枚数を定めています。総務課の社員がコピー機についているカウンターで枚数を計量し、使用枚数がその上限に達した時はコピー機を片づけ、使用出来ないようにしています。この結果、私的なものや安易なコピーが減り、コスト削減にもつながりました。

#### ～ 使用枚数を部署ごとに管理する～

Gビルは1社で使用するオフィスビルです。仕事柄、大量の紙を使用するため、紙の発生抑制が従来から大きな課題でした。そこでコピー機をカード管理し、部署ごとに使用枚数をカウントしています。使用枚数は課長会で報告され、理由のない使用枚数の大幅な増加は原因究明と釈明をしなければなりません。

#### ～ リサイクルボックスの活用～

H高校の職員室では紙の3段式のリサイクルボックスがあるにも係わらず、設置場所が隅にあるためかほとんど利用されることがなく、あらゆる紙類が足下のごみ容器に廃棄されていました。そこで個人用のリサイクルボックスを全員に配布し、3段式のリサイクルボックスの設置を入口付近に変えました。その結果、リサイクルボックスは活用され、ごみ量は前年度比で半分、コストは3分の2になりました。

#### ※ 機密文書のリサイクルは

機密文書もリサイクルは可能です。最近では、シュレッダーごみを扱う業者や機密書類専門の古紙リサイクル業者も増えています。個人情報が記載された古紙などは、適正な処理方法でリサイクルを進めてください。実施にあたっては、委託業者とよく相談してください。

## ■ 生ごみ

生ごみの減量化は「適正な食材管理」を行うことが先決です。売れ残り食品の管理の徹底や社員食堂のメニューの合理化等で生ごみの発生量を減らす例があります。また、生ごみの大部分が水分であるため、水切りを徹底することも減量化につながります。

生ごみのリサイクルルートは①飼料、肥料工場ルートにのせる、②養豚業者に引き渡す、③生ごみ処理機を使用する、などがあります。魚のあらや廃食用油は貴重な資源です。積極的にリサイクルしてください。

## ■ びん・缶

自動販売機のびん・缶は設置業者による引き取りが一般的です。複数の業者が自動販売機を設置している場合、当番制にしたり回収割合を決めて回収している例もあります。ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんは販売(納入)業者へ返還してください。その際、飲み残しや異物の混入がないように注意しましょう。

空き缶等の発生量の確認方法を決めていくとともに、業者の処理方法、持ち込み先を確認しておきましょう。



### 《ある建築物の取り組み事例4》

#### ～容器のフタを工夫する～

I 病院では自動販売機脇の空き缶回収容器は従来から納入業者が引き取っていましたが、ある日「びん・缶以外のごみの混入が多くて困る」と注意を受けました。そこで、表示を見やすい位置に変えるとともに、大きなカゴだった容器にフタをし、そのフタに空き缶のサイズの穴を開けてごみが混入しにくい環境をつくりました。その直後からごみの混入がなくなりました。

## ■ プラスチック類

プラスチック類の発生抑制は「使い捨て容器」の使用を抑制することにあります。その他、発泡スチロールや食品トレイ、PPバンドについてはリサイクルが可能です。

## ■ ペットボトル

自動販売機のペットボトルは、設置業者に引取りをお願いします。その際、発生量の把握方法や処理方法などを確認してください。

## ■ 廃食用油

使用済みの食用油は、石鹼・飼料・燃料として再利用されています。異物を入れないように保管し、専門業者に回収を依頼しリサイクルしましょう。

## ■ その他

蛍光灯、電池などもリサイクルしましょう。

## (4) ごみの分別

事業活動に伴って生じたビニール、ポリ袋、ラップ、プラスチック、発泡スチロール等の石油製品や、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず(不燃物)は、産業廃棄物です。紙くずなど(可燃物)の一般廃棄物とは分別しなければ適正に処理ができません。

家庭ごみの分別とは異なることの周知を行って、正しい分別を守ってもらいましょう。

### 《ある建築物の取り組み事例5》



#### ～ 分別状態をチェックする ～

Jビルはオフィス棟と工場棟で構成される自社ビルです。従来からごみの分別に取り組んでいましたが、さらなる徹底化をめざして分別の抜き打ちチェックを実施してきました。その結果、現在は全社員が自主的に所属部署の分別をチェックし、混入のないように努めています。

#### ～ ごみを取り残す ～

Kビルは3,000名の社員が使用するオフィスビルです。ごみ容器やリサイクルボックスを調査して分別状態が良好である部署は表彰しています。また、分別状態が良くない場合は清掃の方の協力を得て、回収しないというルールをつくり実行しています。

#### ～ 持ち帰らせる ～

L病院では、ごみを排出する時は、どこの病棟、どこの部署から排出されたものであるか判るよう、ごみ袋に部署名を記入させ、職員が保管場所へ運ぶシステムになっています。保管場所では、廃棄物の担当者が一つ一つをチェックし分別が悪い場合は、その部署の責任者を呼び出し、持ち帰らせ、再度分別をさせています。

#### ～ 個人容器を撤去し、「分別ステーション」を設置 ～

Mビルは100社の企業が使用するテナントビルです。それまでは、各テナントに分別容器の種類と数の選択を委任していましたが、分別が徹底せず悩んでいました。そこで館内統一ごみマニュアルを作成して、テナント内の容器は全て撤去し、各フロア1ヶ所に可燃ごみ、不燃ごみ、びん・缶・紙類等の資源物、各々の容器を設置した「分別ステーション」を作りました。この結果、安易にごみを捨てることがなくなり混入が少なくなりました。

# 問合せ先一覧

## ●事業系一般廃棄物に関すること

(事業系一般廃棄物の臨時持込、再利用計画書の提出など)

葛飾区清掃事務所 ☎3693-6113

(一般廃棄物処理業の許可申請などに関すること)

東京23区清掃協議会 事業調整課 許可係 ☎6238-0562

## ●東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設(清掃工場・中防処理施設)への持込に関すること

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課 持込承認係 ☎6238-0829

## ●産業廃棄物の処理方法、産業廃棄物処理業の許可に関すること

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 指導係 ☎5388-3586

## ◆ 主なリサイクル関係団体

### ●古 紙

財古紙再生促進センター 東京都中央区入船3-10-9 ☎3537-6822

### ●アルミ缶

アルミ缶リサイクル協会 東京都豊島区南大塚1-2-12 ☎6228-7764

### ●スチール缶

スチール缶リサイクル協会 東京都千代田区神田錦町3-7-1 ☎5577-2241

### ●ガラスびん

日本ガラスびん協会 東京都新宿区百人町3-21-16 ☎6279-2390

### ●プラスチック

(一社)プラスチック循環利用協会 東京都中央区日本橋茅場町3-7-6 ☎6855-9175

### ●ペットボトル

PET ボトルリサイクル推進協議会 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ☎3662-7591

### ●発泡スチロール

発泡スチロール協会 東京都千代田区神田佐久間町2-20-2 ☎3861-9046

### ●電 池

(一社)電池工業会 東京都港区芝公園3-5-8 ☎3434-0261

## ◆産業廃棄物処理業者の紹介

(一社)東京都産業資源循環協会 東京都千代田区内神田1-9-13 ☎5283-5455



廃棄物管理責任者必携

廃棄物管理責任者講習会テキスト

令和8年1月発行

葛飾区清掃事務所

〒125 - 0054

東京都葛飾区高砂1-1-1

TEL 03(3693)6113

FAX 03(3691)1797

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。